



中部運輸局自動車交通部

令和8年1月30日 14:00発表

連絡先:

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
宮川、磯野 TEL 052-952-8082
中部運輸局 三重運輸支局 輸送・監査担当
石野、人見 TEL 059-234-8411

タクシー事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名 : 株式会社 三交タクシー
住 所 : 三重県四日市市新正3丁目3番地6号
営 業 所 : 桑名営業所（三重県桑名市大字安永900番地）

2. 行政処分等の概要

処 分 日 : 令和8年1月30日
処分内容 : 事業用自動車の車両使用停止 300日車
(6両×42日間、1両×48日間)

3. 監査端緒

法令違反が疑われる申告が寄せられたため。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。
(道路運送法第20条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- 当該行政処分により付された違反点数 30点
- 当該事業者の累積違反点数 30点